

川崎市立学校関係団体への補助金交付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市立小学校、中学校、高等学校、聾養護学校及び幼稚園（以下「川崎市立学校」という。）の教育の充実及び振興を図るために補助事業者が補助事業を行なう場合に交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業者 補助事業等を行なう者で、別表に掲げる川崎市立学校関係団体をいう。

(2) 補助事業等 補助金の交付の対象となる事務又は事業で、別表に掲げるものをいう。

(交付の申請)

第3条 交付の申請については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号。以下「規則」という。）第3条の規定を準用する。以下規則を準用する場合において、「補助金等」とあるのは、「補助金」と読み替えるものとする。

(交付の決定)

第4条 交付の決定については、規則第4条の規定を準用する。

(決定の通知)

第5条 決定の通知については、規則第6条の規定を準用する。

(補助事業等の遂行)

第6条 補助事業等の遂行については、規則第9条の規定を準用する。

(実績報告書等)

第7条 補助事業者は、補助事業等を完了し、又は中止したときは、補助事業等の成果及び補助金に関する収支計算に関する事項を記載した実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して、補助事業の完了又は中止の翌日から起算して30日以内又は翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、交付を受けた補助金に余剰が生じた場合は、速やかに川崎市に返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 交付決定の取消しについては、規則第14条の規定を準用する。

(補助金の返還等)

第9条 補助金の返還並びに加算金及び延滞金については、規則第15条及び第16条の規定を準用する。

(補助金の管理)

第10条 補助事業者は、補助事業等について収入及び支出を記録した帳簿を備え、他の補助事業及び経理と区分して、補助事業等の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出について、その内容を証する書類を整備して、同項の帳簿とともに補助事業等の完了した月の属する年度の終了後、5年間保存しておかななければならない。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の予算に係る補助金から適用する。

(要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、川崎市立中学校高等学校競技会及び各種発表会参

加派遣補助金要綱（平成2年3月7日制定）、川崎市中学校高等学校競技会及び各種発表会参加奨励補助金要綱（平成2年3月7日制定）、学校教育研究団体教育研究費補助金交付要綱（平成12年6月23日制定）、川崎市立学校校長会・園長会及び教頭会補助金交付要綱（平成13年7月6日制定）、国内教育事情視察及び研究大会参加事業補助金交付要綱（平成15年4月1日制定）、各種研究大会・研究協議会等参加費補助金交付要綱（平成15年4月1日制定）、川崎市立学校各種研究大会等分担金補助金交付要綱（平成15年4月1日制定）及び川崎市小学校等文化的事業補助金交付要綱（平成15年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の予算に係る補助金から適用する。

（要綱の廃止）

- 2 この要綱の施行に伴い、川崎市立小学校、中学校、高等学校、聾養護学校及び幼稚園各種研究大会等補助金交付要綱（平成16年4月1日制定）は、廃止する。